

◎軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + (28.5万円 × 国保加入者数 および特定同一世帯所属者数) 以下	5割
33万円 + (52万円 × 国保加入者数 および特定同一世帯所属者数) 以下	2割

※軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されておりますので、申請する必要はありません。

※令和2年度から2割、5割の軽減が緩和されました。